

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和８年３月２４日（令和８年（行情）諮問第４２２号）

答申日：令和８年６月２４日（令和８年度（行情）答申第２５９号）

事件名：記者クラブ勉強会資料等に該当する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の２に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、平成３１年４月２４日付け防官文第７９７６号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料の内容は省略する。

（１）ないし（４）（略）

（５）対象文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成３１年４月２４日付け防官文第７９７６号により、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年９か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２ 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和8年3月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、「記者クラブ勉強会資料等」に該当する文書の開示を求めるものであるところ、本件開示請求に係る開示請求書には、「（対象期間：2016年10月～12月末日）」との記載があることから、記者クラブ勉強会資料等のうち、平成28年10月1日から同年12月31日までに作成された文書の開示を求めていると解した。

当該期間において資料が作成された記者クラブ勉強会は、平成28年10月6日に開催された1回のみであり、その他には開催されていないため、当該勉強会において使用した資料等である本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件

請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書（対象期間：2016年10～12月末日）。

2 本件対象文書

UNMISSにおける自衛隊の活動について 統合幕僚監部参事官付 平成28年10月